

令和3年第4回定例会

## 総務企画常任委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年12月13日（月曜日）午前10時25分～午前10時39分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第155号 青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 4 報告事項

(1) 令和3年度市営青森競輪開催結果について

#### ○出席委員

委員長	大 矢 保	委員	山 脇 智
副委員長	山 崎 翔 一	委員	木 下 靖
委員	軽 米 智雅子	委員	丸 野 達 夫
委員	万 徳 なお子	委員	渋 谷 勲
委員	秋 村 光 男		

#### ○欠席委員

なし

#### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	舘 山 新	監査事務局長	太 田 綾 子
総務部理事	成 田 智	総務部次長	佐 藤 秀 彦
企画部長	織 田 知 裕	総務部参事	三 上 智 幸
企画部理事	佐々木 淳	税務部次長	工 藤 哲 也
税務部長	川 村 敬 貴	総務課長	竹 内 巧
浪岡振興部長	三 浦 大 延	競輪事業所長	小 山 和 紀
会計管理者	柿 崎 哲 男	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	山 谷 直 大		

#### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木 村 結 衣	議事調査課主事	柿 崎 良 輔
議事調査課主事	笹 田 貴 子		

**○大矢保委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは早速、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託された議案1件について、ただいまから審査をいたします。

議案第155号「青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第155号青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、市民病院所管の内容も含まれておりますので、まとめて御説明いたします。

資料1を御覧ください。

まず、「1 制定理由」について御説明申し上げます。

国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産に要する経済的負担を軽減するために出産育児一時金と、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償する制度である産科医療補償制度の掛金相当額を支給しているところであります。

このうち、産科医療補償制度の掛金につきましては、令和4年1月1日から、現在の1分娩当たり1万6000円から1万2000円に引き下げの見直しが行われましたが、一方で、出産にかかる費用は年々増加していることを踏まえ、令和2年12月23日の国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持するという方針が決定されたところであります。

このことから、令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から、出産育児一時金の支給額を、40万4000円から、産科医療補償制度の掛金減額分に相当する4000円を引き上げ、40万8000円とされたため、青森市国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金の支給額を改めようとするものであります。また、産科医療補償制度の見直しに伴い、この制度に加入する分娩機関である青森市民病院における分娩料のうち、産科医療補償制度に係る負担額についての規定を改正するため、青森市病院料金及び手数料条例の一部改正を行うものであります。

次に、「2 条例の改正項目について」を御覧ください。

青森市国民健康保険条例については、出産育児一時金の支給額について規定しております同条例第7条第1項中の40万4000円を40万8000円に改めるものであります。この改正に伴う出産育児一時金等の支給総額は42万円となり、これまでの支給総額と変更はありません。

なお、本条例の制定後、青森市国民健康保険条例施行規則を改正し、産科医療補

償制度掛金相当額であります加算額を1万6000円から1万2000円とすることとしております。

続いて、青森市病院料金及び手数料条例については、分娩料中、産科医療補償制度に係る負担額について規定しております同条例別表（第2条関係）の単体分娩1万6000円、多胎分娩1万6000円に胎児数を乗じて得た額を、産科医療補償制度に係る1分娩当たりの掛金に相当する額に胎児数を乗じて得た額に改めるものであります。

本条例の施行期日は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日及び産科医療補償制度の改定の適用日と同日の令和4年1月1日からとしております。

なお、本条例による改正箇所については、資料2の新旧対照表記載のとおりであります。

以上、議案第155号青森市国民健康保険条例及び青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 青森市病院料金及び手数料条例ですけれども、こちらは、1万2000円という金額ではなく、掛金に相当する額にした理由はあるのでしょうか。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○川村敬貴税務部長** これまで、この掛金の部分が何度か改正されてきておりまして、その都度金額が変わっております。この1万6000円の前は、たしか2万円であったんですけれども、今後も出生数の減少に伴って、この制度自体にかかる全体の費用が減少していけば、また掛金の見直しもあるだろうということで、金額が変わるたびに条例を改正しなくてもいいように、金額を、制度に用いている名称、掛金相当額という表現に改めることによって、今後改正をしなくてもいいような対応としたということであります。

以上でございます。

**○大矢保委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 片や、青森市国民健康保険条例施行規則は、金額が1万2000円というふうにしているのは、変更があるたびに変わっていくという趣旨ですか。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 政令等に規定されている金額でありますので、青森市国民健康保険条例と同条例施行規則はそのままというふうに考えております。

以上です。

**○大矢保委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれで終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 155 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○大矢保委員長** 次に、報告事項に入ります。

「令和 3 年度市営青森競輪開催結果について」報告を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** それでは、令和 3 年度市営青森競輪開催結果につきまして御報告いたします。

資料をお願いいたします。

今年度の市営青森競輪は、令和 3 年 4 月 19 日から同年 10 月 27 日までの間、合計 23 節 68 日間開催いたしました。

売上げ・入場者数につきましては、資料の 2 にありますとおり、売上げが約 227 億 4988 万円、前年度比 14.9%増、額にして約 30 億円の増、青森本場・安方・藤崎における入場者数は 4 万 7418 人、前年度比 15.9%減、人数にして約 9000 人減ということでありました。

売上げが大幅増ということになっておりますが、近年、電話・インターネット投票の売上げが増加傾向にあります。資料内訳にありますとおり、電話・インターネット投票は約 50 億円の増、前年度比で 35.7%増と増加しております。全体売上げの中でも 83.7%を占めるようになっております。また、新型コロナの影響で、令和 2 年 4 月から 5 月の開催を中止しておりました。この関係で、令和 2 年度——前年度よりも開催日数が 9 日多かったということも売上げ増の要因であります。また、そのうち、みちのく記念競輪であります。令和 3 年 9 月 23 日から同月 26 日までの 4 日間、コロナ感染対策ということで無観客開催といたしましたが、売上が約 1.8 億円増、4.5%増ということになったところであります。

「3 直近 5 年間の市営青森競輪の開催実績」であります。左は過去 5 年の売上げをグラフにしたものであります。また、右に見ていただきますと、右のグラフは売場別の 1 日平均の売上高になっております。一番上のオレンジの線が売上げの合計になるわけですけれども、1 日平均は令和 2 年度——前年度とほぼ同等になっておりますが、その 1 つ下、グレーの線の電話・インターネット投票は、御覧いただいておりますとおり、増加傾向が続いております。また、その下の茶色の線の場外——これは、他の競輪場で販売される青森競輪の売上げになりますが、こちらに

つきましては、首都圏等における緊急事態宣言等によりまして販売を見合わせている他競輪場が多かった影響があり減少したものの、最後に、1番下の青線、本場・安方・藤崎の売上げですが、こちらは、みちのく記念競輪を無観客開催とした影響がありまして減少となったところでもあります。

青森競輪は、今後もお客様に楽しんでいただける競輪を提供し、安定的な売上げの確保を目指し鋭意努力してまいりますとともに、市民の皆様にも親しまれる競輪場づくりに努めてまいりたいと考えてございます。委員の皆様には引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑ありますか。木下委員。

**○木下靖委員** 電話・インターネット投票によって売上げが伸びたということなんですけど、この電話投票とインターネット投票の、どちらがどれぐらいという数字の内訳をお持ちですか。

**○大矢保委員長** 企画部長。

**○織田知裕企画部長** 詳細な数字は、担当からお答えさせていただければと思いますが、電話投票の割合は、過去からあまり変わらず来ているんですけども、近年、インターネット投票の割合がどんどん増えておりまして、その多くがインターネット投票になっております。それでは、担当から。

**○小山和紀競輪事業所長** 競輪事業所でございます。

電話投票の割合が、令和3年度で18.3%、インターネット投票は65.4%になっております。

以上です。

**○大矢保委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 今の数字は、全体に対するパーセンテージということですよ。だから、2つ足しても100にならないということではないんですね。

**○大矢保委員長** 競輪事業所長。

**○小山和紀競輪事業所長** はい、そうです。場外発売がありますので、それを除いた分でございます。

[木下靖委員「はい、結構です」と呼ぶ]

**○大矢保委員長** ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大矢保委員長** ないようですので、これで終了させていただきます。

この際、理事者から何か報告はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大矢保委員長** また、委員から何か御意見ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大矢保委員長** ないようです。

以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。  
これにて本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )